

令和元年

9月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和元年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年9月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
			11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

10番 佐藤 浩良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子
主任 本間 瑛帆
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第41号 農用地利用集積計画について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

それでは、ただいまから令和元年9月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたりましては、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○藤井事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めるとなっております。
五十嵐会長、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、10番、佐藤浩良委員の1名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、1番、佐藤良平委員、2番、庄司隆委員の両名をお願いいたします。

報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

報告事項につきまして、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが7件、2番、農地法第5条届出書の受理についてが1件、3番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが4件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが1件、以上13件について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページから申し上げます。(報告事項を朗読説明する)
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。議第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、3件の申請がございました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書6ページになります。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田48番、親子になります。このたび、年金を伴わない経営移譲ということで、30年の使用貸借権の設定となるものでございます。

続いて酒田49番、親子関係です。家の近くの一部である浜中の畑2筆について、相手方の要望ということで贈与の所有権移転の申請となっております。なお、贈与税の確認については、ご本人様より税務署のほうへ確認済みでございます。

酒田は以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡10番になります。下青沢の田んぼ1筆を相手方の要望によりまして、売買いたします。

別紙の別添資料をご覧ください。売買単価は10アール当たり30万円で、総額57万8,400円の内容でございます。八幡は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

9月6日に、第5班による農地調査委員会を行っております。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題は無いとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。

今回、八幡10番について10アール単価30万ということで、一般的にはそんなものだと思うんです。前の記憶だと、たしか2カ月ぐらい前もそうなんですが、集積事業でもその価格で決定されているものがあると記憶しています。単価的に現状の中で、利用集積と3条の切り分け方をもう少し検討していただきたい。というのは、最近、うちのほうも売買の相談がかなりありまして、全部処分し

たいみたいで。それを幾らでもいいから売ってくれという。だめだったら小さいところは贈与でもいいからというような相談も出ているわけなんです。

その辺を少し検討していただければなと思います。やはり、買うほうも売るほうも、3条なのか集積なのかで、かなり条件的に違うと思います。その辺を含めてよろしくをお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

2つほど柿崎委員から、最初は八幡の件、2つ目はちょっと提案というか、前回は出ましたけれども、意見ありましたので、事務局より八幡の件についてお答えいただきます。

○八幡総合支所 石塚専門員

今回の案件につきまして、利用集積での以前のお話は、すみませんがちょっと確認とっております。大変申しわけございませんが確認しまして、お答えします。

○五十嵐直太郎 議長

暫時休議いたします。

午前 9時 49分 休憩

午前 9時 59分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

今回につきましては、3条での売買という形で見ると、今後につきましては、利用集積等の対応が可能であればそちらのほうの内容も十分加味しながら進めていきたいと思っております。

この案件は、そういうふうにしたいということになります。

(発言する者あり)

○五十嵐直太郎 議長

どうぞ。

○23番 後藤保喜委員

23番後藤です。これ、3条にした理由というのを聞かれたときに、例えば青地でなく白地だった、あるいは認定農業者の場合、斡旋登録希望者の場合とかそういった理由というのはどうなのですか。

○八幡総合支所 石塚専門員

今、調べますので、ちょっとお待ちいただければと思います。

○23番 後藤保喜委員

例えばこれが、平田の中山間地だったら利用集積事業に乗せてもいい金額でないかなど。この案件が、利用集積事業でなく3条となった経緯になった理由は何ですかと質問をしたいときに、どういった答えがいただけますか、という点でお尋ねします。

○五十嵐直太郎 議長

よろしいですか。

それでは、今、八幡10番について柿崎委員並びに後藤保喜委員のほうから質問ありましたので、その答えがちょっと時間かかると言われましたので、議第39号は一部保留いたしまして、先に議第40号のほうを進めてまいりますので、ひとつよろしくご了解いただきたいと思います。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

それでは、議第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、1件の申請がございました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、7ページです。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田20番、親子になります。宮海の畑1筆につきまして、申請事由は農業用倉庫兼乾燥庫施設ということで、使用貸借の設定をするものになります。なお、農地区分につきましては、状況が10ヘクタール以上の集団農地が点在する場所になってございまして、公共投資の対象地区なおかつ生産性の高い農地でございますので、1種と判断してございます。ただし、こちら白地となっておりますので、許可基準につきましても、農業用施設のため例外的に許可するというので、許可妥当と判断してございます。

別添資料をご覧いただきたいと思っております。別添資料の2ページ、3ページごらんください。

2ページのほうに位置図がございまして、場所は、西荒瀬小学校と酒田特別支援学校を南北に挟む箇所でございます。集落を通る道路に接続した箇所になってございまして、3ページの案内図のほうで、その詳細をごらんください。

また、2ページ、字切図に戻りますが、場所については、集落の道路に接続しておりますけれども、農道にも接続している状況でございます。また、建物の建てる場所については、330番に接続する形で建設予定となっております。また、北東のほうにかぎ型に土地が区切られておりますけれども、こちらには土地改良区のパイプ管がもともと埋設されてございまして、今回の転用の段階で土地改良区のほうに相談しましたところ、切り回しの都合でこの埋設をそのまま継続して行くということでございますので、覚書などの取り交わしは済ませているところでございます。なお、この建物の規模としては、1階の面積が160平米ほどでございます。2階建てになりまして、2階のほうも17平米ほどございまして、乾燥機などの配置については、乾燥機が3台、プレコン1トンパックのものが1台、もみすり機という内容になっているものでございます。詳しくは、スライドを上映しますので、少々お待ちください。

(スライド上映)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第40号について許可決定といたします。

続きまして、議第39号に戻ります。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、先ほどの続きを事務局、説明願います。

○阿彦農地主査兼係長

このたびの3条の判断基準につきまして、八幡地区での集積事業の斡旋基準面積が191アールということでございます。申請人の経営面積1万8,220平米の中に、このたびの取得地が既に含まれている状況でございまして、経営面積がこちらの案件を含めたとしてもこの1万8,220平米から変わらず、斡旋基準を満たさないことから、このたびは3条申請ということになってございます。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明で後藤委員のほう、どうですか。

○23番 後藤保喜委員

わかりました。

○五十嵐直太郎 議長

そのほか、議第39号についてご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

異議、ご質問ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第39号 農地法第3条の許可申請について許可決定といたします。

議第41号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第41号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第41号 農用地利用集積計画につきまして、1番、一般事業、(1)利用権の設定が3件の計画の申し出がございました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、8ページをごらんください。議第41号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)利用権の設定です。報告予定日は令和元年の9月18日の予定です。

新堀36番、こちらは、先ほど解約でも出てまいりましたが、これまでJA通しの契約だったものを、このたび直接の契約に切りかえるものでございます。なお、契約年数は20年、賃借料は1万1,000円でございます。

続きまして、広野33番、広野の田んぼ1筆について9,000円で10年の賃借となります。なお、受け人の経営面積が1,330平米でございますが、これまでの自作地部分は法人のほうへ預けていらっしゃるものでございます。また、こちら経営面積に記載されているのは酒田市のみの面積になっておりまして、西野地区にも10ヘクタールほどの経営地があるとのことでございます。

酒田は以上です。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡地区を申し上げます。

八幡77番、JA通しで、市条の田んぼ1筆、10アール当たり1万1千円で、6年という契約でございませぬ。なお、この6年というのは、受け手のほかの契約の周期に合わせるということでの内容で、新規の内容でございませぬ。

八幡は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第41号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませぬか。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。

10番新堀の件について、案件そのものは別に反対ということじゃないんですけれども、農協の利用集積の案件をそのまま期限内に切りかえたというようなことなんですけれども、先般の中間管理機構の本店会議での話題にもありましたけれども、来年度から農協通しの利用集積事業になるということです。当地区では、農協通しの利用集積をずっと昔から進めてきた関係から、この案件に関してはかなり地区でも問題のある案件になるのかな、と。というのは、隣の庄内町ですと強制的に農業委員会そのものが中間管理機構を通さないものは認めませぬよということで、2年前から受け付けしてくれないような状況にもなっているんです。その辺も含めて、酒田市農業委員会はこれからどのような形態で進めていって、中間管理機構への切替の関係を進めていくのか。直接、相対でできるかと言われればそれまでなんですけれども、その辺も含めて協議になればいいのですが。

○五十嵐直太郎 議長

事務局長。

○藤井事務局長

円滑化事務が中間管理事業のほうに一本化となるという動きが今回の制度改正となります。

あくまでも、表札の部分であって、実際にどういう動きかというのは、なかなか完全明快な答えがまだ依然、来ていない状況でございまして、先日も関係機関に来ていただきまして、そういうことを意見交換等とも進めております。開示がされ次第、関係者には説明します。

考え方でございませぬけれども、その辺は先ほどもお話しされたように、中間管理事業でなくてはならないということがないのですけれども、それはしなければならぬ、中間管理事業で進めていかなきゃならないという、そういう規定はございませぬ。だから、それは多分、方針として示していると思ひます。酒田市はどうかということではございませぬけれども、これは農協も絡むのですが、農協のほうは、この円滑化がなくなり今後は中間管理事業への移行、それから、もしくはその相対という利用集積、この二つに一つですよという形での呼びかけを現在しているところでございませぬ。

先ほども言ったとおり、確かに中間管理事業への一体化ということ、円滑化を統合化するということから言うと、また国の制度的にも中間管理事業で集積支援等を進めていこうという、そういった精神のところからは、中間管理事業をメインに考えていくということはあるんだと思ひます。

でもそれが全て中間管理事業に移行になるのか、やはり農家の意向もございませぬので、そこら辺も尊重しながら、今言った二通りのやり方を考えていって、そこの中でどう我々が進めるかということを考えていかなくちゃいけないんじゃないかということでは、話し合いをしているところでございませぬ。

ます。先ほども言いましたとおり、まだ未開示な部分ございますので、その辺の情報も得ながら進めていきたいと考えております。

あともう一つ、例えば利用集積、相対を利用集積にするという方が、農家の方々がそういった道を選ぶという事になると、じゃ本当に農協さんを通さない形で進むというふうになったときに、事務量的にどうなのか、それから農家さんの意向を踏まえないで農業委員会で進められるのかとなった場合、やはり、かなり端境的な状況になるので、その辺をいろんな観点から検討を加えていきたいと思います。

それからもう一つ、事務的な話でいうと中間管理事業のマッチングを行う際にも、業務委託料としてお金が来ているんです。それも今後、円滑化がなくなって中間管理一本になるといったときに、マッチングのボリュームがふえれば当然金額もふえるはずなんです。当然そういった形でボリュームに応じて委託料も増えますよねということで申し入れています。国・県の財政的な予算の部分が決まっていますから、それについては曖昧な形という状況でございます。

そういったさまざまなことが、ファジーな状況ですので、今後早急に方向性を決めて行きたいと思っておりますので、今後いろいろ検討願います。

○五十嵐直太郎 議長
農地係長、何か追加ありますか。

○阿彦農地主査兼係長
今後、全体協議会のほうでさせて検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長
柿崎委員、よろしいですか。

○22番 柿崎一美委員
はい。

○五十嵐直太郎 議長
そのほか、何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第41号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第41号 農用地利用集積計画について、計画決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和元年9月定例総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(午前 10時 26分 閉会)